

2011年5月31日 全13頁

経産省の総会運営ガイドライン

資本市場調査部 制度調査課
横山 淳

—震災対応も含めて—

[要約]

- 2011年4月28日、経産省は「当面の株主総会の運営について」を公表した。これは有識者や実務担当者によるタスクフォースでの議論を踏まえ、経産省が、本年（2011年）6月総会の開催に向けてとりまとめたガイドラインである。
- 具体的には、①招集通知等の早期ウェブ掲載、②電子化による株主向け印刷物の削減、③招集通知発送後の招集事項の変更、④定時株主総会の運営、⑤定時株主総会の開催時期の5つのポイントについて、当面の株主総会運営に関する法解釈や実務運用のあり方などが示されている。
- 基本的には本年（2011年）6月総会が念頭にあることから、ガイドラインの内容も東日本大震災を受けた災害対応としての性格が強く出ている。ただし、項目によっては、災害対応に限定されず、より一般的な内容も含まれている。
- なお、経産省は、このガイドラインを暫定的なものと位置づけ、今後、寄せられる意見や実際の会社の取り組み状況などを踏まえて、2011年7月以降に加筆修正を行う予定としている。

【目次】

はじめに	2
1. 招集通知等の早期ウェブサイト掲載	3
2. 電子化による株主向け印刷物の削減	5
3. 招集通知発送後の招集事項の変更	6
4. 定時株主総会の運営	8
5. 定時株主総会の開催時期	10
おわりに	12

はじめに

○2011年4月28日、経済産業省（以下、経産省）は「当面の株主総会の運営について」（以下、『ガイドライン』）を公表した¹。これは有識者や実務担当者による「当面の株主総会の運営に関するタスクフォース」での議論を踏まえ、経産省が、本年（2011年）6月総会の開催に向けてとりまとめた指針である。

○『ガイドライン』をとりまとめた背景について、経産省は次のように説明している。

今般の震災等の影響により決算の確定が遅れ、又は6月定時株主総会の通常どおりの開催が困難になっている会社もあることから、当面の株主総会の運営に係る法解釈及び運用につき、参考となる指針が必要となっています。

（出所）経産省「当面の株主総会の運営に関するガイドラインの公表について 第1回～第3回当面の株主総会の運営に関するタスクフォースの結果について」（2011年4月28日付リリース）

○このような背景を踏まえて、『ガイドライン』の内容も東日本大震災を受けた災害対応としての性格が強く出ている。ただし、項目によっては、災害対応に限定されず、より一般的な内容も含まれている。

○また、経産省は、この『ガイドライン』の位置づけについて、次のような整理を行っている。

なお、本ガイドラインにおいては、ガイドラインに沿った行為を推奨する度合いが強い順から、「べきである」、「望ましい」、「考えられる」として、用語の使い分けをしていますが、本ガイドラインは、関係者に一定の行為を法的に強制するものではなく、また、本ガイドラインに沿った行為が法的に義務付けられているとの趣旨を含むものでもありません。

（出所）経産省「当面の株主総会の運営について」

○つまり、この『ガイドライン』自体には法的拘束力はないこと、『ガイドライン』における推奨の程度にも3段階（「べきである」>「望ましい」>「考えられる」）あることが確認されている。

○『ガイドライン』に盛り込まれている具体的な項目を列挙すると次の通りである。

- ①招集通知等の早期ウェブ掲載
- ②電子化による株主向け印刷物の削減
- ③招集通知発送後の招集事項の変更
- ④定時株主総会の運営
- ⑤定時株主総会の開催時期

○以下、これらの項目に沿って紹介する。

¹ 経産省のウェブサイト（<http://www.meti.go.jp/press/2011/04/20110428004/20110428004.html>）に掲載されている。

1. 招集通知等の早期ウェブサイト掲載

(1) 『ガイドライン』のポイント

- 「招集通知等の内容については、招集通知等の発送日前に、上場している証券取引所及び自社のウェブサイト上に掲載することが考えられる。」
- 「招集通知等を発送日前に掲載することが困難であっても、発送日当日までに上場している証券取引所に提出したうえで、自社のウェブサイトにもその内容を掲載することが望ましい。」

(注) 「べきである」=◎、「望ましい」=○、「考えられる」=●で表示している。

(出所) 経産省「当面の株主総会の運営について」

- 『ガイドライン』は、株主総会の招集通知等について、できればその発送日前に、それが困難である場合には、発送日当日までにウェブサイト掲載などを行うことを推奨している。
- 『ガイドライン』が「招集通知等の早期ウェブサイト掲載」などを推奨しているのは、これによって株主・投資者が株主総会に諮られる議案の内容を早期に把握し、その議案に対する賛否の判断を熟慮するための期間を確保しやすくするためだと考えられる。
- また、こうした対応によって、議案の内容を十分に検討する時間がとれないことを理由に議決権行使を棄権する株主が減少すれば、発行会社にとっても株主総会決議に必要な定足数を確保する上で、プラスの効果が生じることが期待されよう。

(2) 実務上の問題意識の所在

- 「招集通知等の早期ウェブサイト掲載」が、株主総会の開催に当たっての論点として取り上げられているのは、次のような実務上の問題意識によるものと考えられる。

「招集通知等や議決権行使書面の遅配のおそれが依然として否定できない」

「決算の確定が平時より遅れる上場会社が多いことが見込まれ……中略……招集通知等を早期に発送することが困難な会社もあると考えられる」

「海外機関投資家からは3～4週間前の発送を求める声がある」

「多数の銘柄を所有する機関投資家においては、ほぼ同時期に一齐に招集通知等が送付される上、カスタodian経由で議決権を行使することが大半であるため、実質的に議案を判断する時間が一般の株主より短い。そのため、投資先の議案を判断するのに十分な時間が確保できない問題が生じており、議案を判断するための時間を少しでも長く確保したいという要望がある。」

(出所) 経産省「当面の株主総会の運営について」

- つまり、震災対応（震災の影響による遅配など）の問題だけではなく、国内外の機関投資家による議決権行使という、より一般的な問題も踏まえて取り上げられた論点であるといえる。
- その意味では、私見ではあるが、「招集通知等の早期ウェブサイト掲載」に関して『ガイドライン』が提示する考え方は、2011年の定時株主総会に限らず、今後開催される株主総会全般において考慮すべきものであると思われる。

(3) 法律解釈上の問題

○「招集通知等の早期ウェブサイト掲載」を実施するに当たって、法律（主に会社法）との関連で次のような問題が生じるものと考えられる。

①招集通知等の内容を、株主に通知するよりも先に、ウェブサイト上で公表することが認められるのか？

②「株主平等」の観点から、ウェブサイト上での公表は適切な開示のあり方といえるか？

○前記①の点について、『ガイドライン』では、上場会社の場合、適時開示やプレスリリース等を通じて、公知となっていることが多いことから、次のように「法的にも問題はない」との見解が示されている。

「招集通知等をその内容が確定してから株主に発送する前に公開することは、技術的に可能であり、法的にも問題はないと解される。」

○この問題について、発行会社の間では、招集通知等が株主にに向けて発送される前に、その内容が不特定多数に公表されることに抵抗感もあるようだ²。

○確かに、こうした抵抗感があることは、心情的には理解できる。しかし、株主総会の開催を周知し、株主による出席（又は議決権行使）の機会を確保するという趣旨に照らせば、個別に招集通知等が送付される前に、その内容が公表されたからといって、株主の利益保護について、特段の問題が生じるとは考えにくい。言い換えれば、招集通知等が発送されるまで、その内容を秘匿しなければならないという合理的な理由は乏しいものと思われる。

○また、上場会社の場合、その株式は日々、売買されており、株主構成は流動的である。もちろん、法律上は、株主総会における議決権を有するのは、原則、基準日時点の株主と定められている（会社法 124 条、「社債、株式等の振替に関する法律」152 条など）。しかし、例えば、基準日以降に株式を売却し、議決権は有しているものの、その会社の企業価値には関心を失っている者も存在し得る。逆に、基準日以降に株式を取得し、株主総会における議決権は有していないものの、その会社の意思決定に大きな関心を有している者も存在し得る。

○そのように考えれば、基準日時点の株主に対する通知が、市場全体への公表よりも先でなければならないということに、必然性は認められないように考えられる。

○前記②の点について、『ガイドライン』は、次のような対応を行うことを推奨している。

「株主間の平等な取扱いに配慮して、証券取引所のウェブサイトを確認する頻度が高い機関投資家だけでなく、一般株主も情報にアクセスしやすくなるように、上場している証券取引所のウェブサイトに加え、自社のウェブサイトにおいても同時に掲載することが考えられる。」

（注）推奨のレベルとしては、「考えられる」に分類されている。

² 「当面の株主総会の運営に関するタスクフォース」の「議事概要」参照。「当面の株主総会の運営について」の本文とあわせて、経産省のウェブサイト (<http://www.meti.go.jp/press/2011/04/20110428004/20110428004.html>) に掲載されている。

- この問題の背景には、「招集通知等の早期ウェブサイト掲載」を実施した場合、取引所などが運営する議決権電子行使プラットフォームなどを通じて、頻繁にウェブサイトの情報にアクセスする機関投資家と比べて、一般個人株主が不利益となるのではないかと、という問題意識があるものと考えられる³。『ガイドライン』は、そうした問題を踏まえて、一般個人投資家にもなじみが深い（と思われる）発行会社のウェブサイトにも掲載することを推奨しているものと思われる。

2. 電子化による株主向け印刷物の削減

(1) 『ガイドライン』のポイント

- 「ウェブ開示について定款に定めのある会社は、株主の理解と協力を求めつつ、株主向け印刷物を削減することを検討することが考えられる。」

（注）「べきである」=◎、「望ましい」=○、「考えられる」=●で表示している。

（出所）経産省「当面の株主総会の運営について」

- 『ガイドライン』は、発行会社に対して、株主総会に伴う株主向け印刷物の削減を推奨している。

- なお、ここでいう「ウェブ開示」とは、株主に提供すべき株主総会参考書類、事業報告、計算書類、連結計算書類の記載事項の一部について、定款の定めがあれば、その内容をインターネットに掲載することによって、記載を省略することが認められるというものである。具体的には、定款の定めに基づいて、所定の記載事項を、招集通知の発出日から株主総会会日の3ヶ月後までの間、インターネットを通じて株主がアクセス可能な状態にした場合、それらの事項は株主に提供されたものとみなされる（会社法施行規則94条1項、133条3項、会社計算規則133条4項、134条4項）。

(2) 実務上の問題意識の所在

- 「電子化による株主向け印刷物の削減」が、株主総会の開催に当たっての論点として取り上げられているのは、次のような実務上の問題意識によるものと考えられる。

「本年は、東日本大震災の影響が製紙工場にも及んでおり、用紙の供給不足も懸念される中で、株主総会招集通知等をはじめとする株主向け印刷物として使用する用紙についても、できるだけ使用量を抑制する社会的ニーズが存在する。」

「平時においても、名義株主及び実質株主向けに印刷・発送する費用及び実務上の負担は、会社、信託銀行、名義上の株主や常任代理人にとって決して軽いものでないことから、可能な限り合理化したいニーズも存在する。」

（出所）経産省「当面の株主総会の運営について」

- 第一義的には、震災対応（震災の影響による用紙の供給不足など）の問題として意識されている。ただし、それだけではなく、「印刷・発送する費用及び実務上の負担」という、より一般的な問題も踏まえて取り上げられた論点である点も留意が必要であろう。

³ 「当面の株主総会の運営に関するタスクフォース」の「議事概要」参照。

3. 招集通知発送後の招集事項の変更

(1) 『ガイドライン』のポイント

◎「招集通知発出後、招集事項を変更する場合は、原則として、書面で株主へ通知すべきである。」

●「書面で通知する時間的余裕がない場合においては、以下の措置をとることが考えられる。」

(場所の変更)

●「ウェブサイト上にすみやかに掲載した上で、総会当日、株主が新たな会場へ到達し、議決権を行使することが可能になる措置を講じることが考えられる。」

(時間の変更)

●「ウェブサイト上にすみやかに掲載した上で、当初の時間に会場に来た株主に対し、新たな開催時間を通知することが考えられる。」

(日付の変更)

◎「原則として、株主に対してあらかじめ書面にて通知すべきである。その際は、基準日と効力発生日との関係から、別途基準日を定めた上で公告しなければならない場合もある。」

●「やむを得ない事情が生じた場合においては、株主総会開会宣言後に、総会の延期又は続行の手続きをとることが考えられる。」

(注) 「べきである」=◎、「望ましい」=○、「考えられる」=●で表示している。

(出所) 経産省「当面の株主総会の運営について」

○ここでいう「招集事項」とは「株主総会の招集に関する決定事項」、具体的には、株主総会の日時、場所などを意味している（会社法 298 条 1 項、会社法施行規則 63 条など参照）。

○招集通知が株主に発送された後に、株主総会の日時や場所が変更になるようなケースについて、『ガイドライン』では、招集事項を変更するためには、原則、書面による株主への通知が必要であるとされている。その上で、時間的余裕がない場合には、株主の総会への出席機会を確保できるような代替措置を講じることが可能であるとの考え方を示している。

○なお、「日付の変更」に関して『ガイドライン』が「基準日と効力発生日との関係」と呼んでいるのは、会社法上、基準日時点の株主が行使できる権利が「基準日から三箇月以内に行使するものに限る」と定められていることを指したものと考えられる（会社法 124 条 2 項）。

(2) 実務上の問題意識の所在

○「招集通知発送後の招集事項の変更」が、株主総会の開催に当たっての論点として取り上げられているのは、次のような実務上の問題意識によるものと考えられる。

「招集通知を発出した後に、例えば、停電が決定されるなどにより、招集通知に記載された開催場所や日時を変更しなければならない事態が発生することが想定される。」

(出所) 経産省「当面の株主総会の運営について」

○そもそも株主総会の日時や場所などの変更を余儀なくされるのは、ある種の緊急事態だと考えられる。その意味では、基本的には、震災対応（停電なども含む）の問題であると考えられる。

(3) 法律解釈上の問題

- 『ガイドライン』も指摘しているように、招集事項の変更について、会社法上の規定がないため、「どのような変更が許容されるか、変更を行った事項を株主へどのような手法で周知するか」などといった問題が生じ得る。
- こうした問題について、『ガイドライン』は次のような見解を示している。

①招集事項の変更の可否

- 招集通知等によって株主に株主総会の日時・場所などを一旦周知したにもかかわらず、それを事後的に変更することが、そもそも許されるのか、という問題がある。
- この点について、『ガイドライン』は、次のように必要性・相当性に照らして、法律（会社法）上も許容される余地があるとの見解を示している。

「変更がやむを得ない場合であり（必要性）、かつ、株主の権利行使を可能にする十分な配慮がなされている場合（相当性）は、招集事項の変更も許容される余地があると解される。」

- なお、私見だが、ここでの必要性・相当性の判断は、株主の株主総会への出席機会の確保を図るという観点から慎重に行われる必要があるものと思われる。

②変更の周知方法

- 招集事項の変更があった場合、変更後の株主総会に株主が出席する機会を確保するために、早急に周知しなければならないことは言うまでもない。
- その具体的な周知方法について、『ガイドライン』は、原則、書面による株主への通知が必要であるとした上で、時間的余裕がない場合には、合理的な代替措置を講じることも可能であるとの考え方を示している（前記(1)参照）。

③総会の延期・続行を行った場合の対応

- 前記(1)の通り、『ガイドライン』は、やむを得ない事情により、株主総会の日付を変更しなければならなくなった場合、「総会の延期又は続行の手続」によることも可能との見解を示している。
- ここでいう「（総会の）延期」とは、議事に入らずに株主総会の会日を後日に変更すること、「（総会の）続行」とは、議事に入った後に審議未了のため後日に継続することを意味すると解される⁴。
- 「総会の延期又は続行」の決定は、議長の権限に属するものではなく、株主総会決議によるものと解されている⁵（会社法 317 条参照）。主に、いわゆる手続的動議として提出され、総会に諮られるものと考えられているようだ⁶。この考え方に従えば、『ガイドライン』上は明らかではないが、例

⁴ 江頭憲治郎「株式会社法 第3版」（有斐閣、2009年）p. 330。

⁵ 江頭憲治郎「株式会社法 第3版」（有斐閣、2009年）p. 294。東京弁護士会会社法部「新株主総会ガイドライン」（商事法務、2007年）p. 95。

⁶ 東京弁護士会会社法部「新株主総会ガイドライン」（商事法務、2007年）pp. 273-274。

例えば、停電などのため、やむを得ず「総会の延期又は続行」を行う場合も、株主からの動議又は議長長の判断に基づき、議場（即ち、出席できた株主）に諮った上で、その決議によって決定するという手続が必要ではないかと思われる。

- 「総会の延期又は続行」が実施された後、改めて開催される株主総会（継続会）の取扱いについて、『ガイドライン』は次のように整理している。

開催日	「基準日から3か月以内でなくとも差し支えないと解される。」
決議事項	「最初の招集通知に記載されていた事項に限られ（る）」
議決権の保有者	「当初の総会に出席することのできる株主に限定されると解される。」
招集通知の可否	（改めて）「招集通知の形で通知することは必ずしも必要でないが、自社ウェブサイト上で当該情報を掲載することなどにより周知を図ることが望ましい」

（出所）経産省「当面の株主総会の運営について」を基に大和総研資本市場調査部制度調査課作成

④日付の変更があった場合の配当の取扱い

- 日付の変更の結果、定時株主総会の開催が7月以降にずれ込んだ場合、配当の基準日の取扱いについて、『ガイドライン』は次のような見解を示している（なお、後記5. も参照されたい）⁷。

「7月以降に定時株主総会を開催する場合であって、剰余金の配当を行うときは、新たに定めた基準日の株主に配当することになり、3月末日の株主に配当することはできないと解される。」

- これは、法務省が2011年3月に公表した『定時株主総会の開催時期について』⁸などの趣旨を踏まえたものと考えられる。

4. 定時株主総会の運営

(1) 『ガイドライン』のポイント

（不測の事態を想定した運営に係る事前・当日の準備）

- 「本年に開催する株主総会においては、株主総会当日の交通機関の障害、議事進行中の地震発生、停電等の不測の事態が発生した場合を想定し、その対応について事前に役員を含めて十分な準備をし、必要以上に株主の不安をあおらないような株主総会会場の運営を行うことが望ましい。」

（書面又は電磁的方法による事前の議決権行使）

- 「招集通知等を株主宛に発送する際に、書面又は電磁的方法による事前の議決権行使について紹介する内容を記載した手紙を同封することが考えられる。この手紙については、招集通知等の他の書面と異なる色にすること等、株主の注意を引くような工夫をすることも考えられる。」

⁷ ここで想定されているのは、剰余金の配当の決定権限が取締役に授けられていない会社において、定時株主総会の開催そのものが7月以降にずれ込んだ場合だと考えられる。前記③の継続・延期に伴う継続会については別個の総会ではないと位置づけられていることから（江頭憲治郎「株式会社法 第3版」（有斐閣、2009年）p.330）、6月中に開催された定時株主総会の継続会が7月に開催されるようなケースもこれに該当するか否かは疑問の余地があるように思われる。

⁸ 法務省のウェブサイト（<http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/saigai0011.html>）に掲載されている。なお、東京証券取引所『平成23年3月期末の配当その他の権利落ちについて』（http://www.tse.or.jp/news/20/110325_b.html）も参照。

（郵便事情への対応）

- 「自社ウェブサイトで、株主宛てに、利用している証券会社へ住所変更の手続をすることや郵便物の転送届を郵便事業会社へ提出することを紹介することが考えられる。」

（注）「べきである」=◎、「望ましい」=○、「考えられる」=●で表示している。

（出所）経産省「当面の株主総会の運営について」

- 『ガイドライン』は、株主総会そのものの運営、書面等による議決権行使、招集通知等の発送物の株主への到達などの観点から、入念な準備を進めることを推奨している。

- このうち、株主総会そのものの運営について『ガイドライン』は、考えられる具体的な対応として次のようなものを例示している。

「従来以上に不測の事態発生時における株主の安全確保の観点から、議長の指示に従うようアナウンスすること」

（停電の可能性を踏まえて）「電気を用いずとも議長の指示を議場に伝えるための工夫をすること」

（複数会場、大規模会場の場合）「議長の指示を議場に伝えるために、会場スタッフとの意思疎通が可能な状態にした上で不測の事態へ適切に対処すること等」

「来場した株主、社員含む会場スタッフ、役員への安全を配慮した上で、会議体として議事を中断することなく進行させることが可能な場合には、事前の書面又は電磁的方法による議決権行使結果を踏まえ、議事を進行し、株主総会を執り行うこと」

（注）いずれも推奨のレベルとしては、「考えられる」に分類されている。

（出所）経産省「当面の株主総会の運営について」

（2）実務上の問題意識の所在

- 「定時株主総会の運営」が、株主総会の開催に当たっての論点として取り上げられているのは、次のような実務上の問題意識によるものと考えられる。

（東日本大震災の影響で）「株主総会の開催が困難であったり、たとえ開催した場合においても、株主の出席や事前の議決権行使が困難になったりすることから、場合によっては定足数に満たず株主総会が成立するか危ぶまれる会社も中には存在すると考えられる。」

「地震による様々な影響が想定される状況下で株主総会を開催する場合は、来場した株主の安全の確保に十分な配慮をしつつ、株主総会の決議に瑕疵が生じないように議事運営・事務手続きのあり方を検討する必要がある。」

（出所）経産省「当面の株主総会の運営について」

- 前記(1)の『ガイドライン』の内容を見ても、基本的には、震災対応（停電なども含む）の問題だと考えられる。ただし、「書面又は電磁的方法による事前の議決権行使」や、「郵便事情への対応」に関する部分については、議決権行使の促進の観点から、一般に援用する余地もあるように思われる。

5. 定時株主総会の開催時期

(1) ガイドライン

- 今回の震災等を受けた定時株主総会の開催時期及び剰余金の配当のあり方について、『ガイドライン』の考え方をまとめると次頁の図表のようになるだろう。

(2) 実務上の問題意識の所在

- 「定時株主総会の開催時期」が、株主総会の開催に当たっての論点として取り上げられているのは、次のような実務上の問題意識によるものと考えられる。

「震災の影響により決算確定等に時間を要し、定時株主総会を7月以降にやむを得ず延期する会社も一定数あるものと見られる。」

(出所) 経産省「当面の株主総会の運営について」

- 基本的に、震災対応（停電なども含む）の問題だと理解されている。

(3) 法律解釈上の問題

- 『ガイドライン』も指摘しているように、定時株主総会の開催を延期する場合、「いつまでに開催すべきか、及び定款において定めた基準日又は定時株主総会の開催時期との関係」などといった問題が生じ得る。

① 定款規定との関係

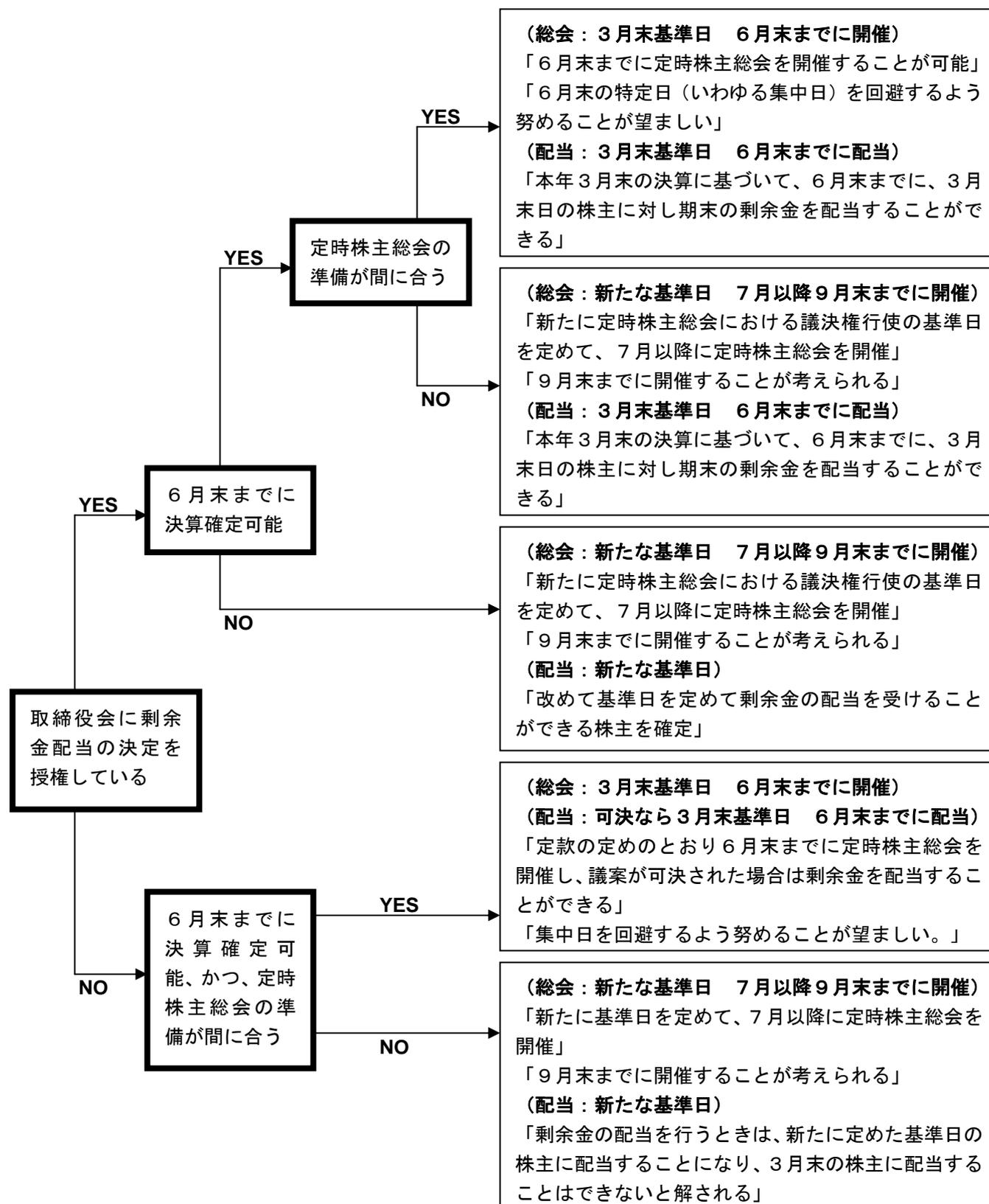
- 多くの上場会社は、定時株主総会の開催時期や、定時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定する基準日について、定款で規定を定めている⁹。
- 会社が、震災等の影響で定時株主総会の開催時期や基準日を延期することは、こうした定款の規定に反するのではないかという問題が生じ得る。
- この点について、『ガイドライン』は次のように「天災等のような極めて特殊な事情」による場合まで定款が定める時期における開催を義務付けるものではないとの考え方を示している。なお、明記はされていないが、基準日についても同様に解しているものと思われる。

「かかる定款の定めは、平時において定時株主総会の開催時期を明確化することが主たる趣旨であると解され、天災等のような極めて特殊な事情によりその時期に定時株主総会を開催することができない状況が生じた場合にまで、定款所定の時期以外に定時株主総会を開催することを禁止する趣旨ではないと解される。」

(出所) 経産省「当面の株主総会の運営について」

⁹ 多くの上場会社が自社の定款を制定・改正する際に参考としている全国株主連合会の定款モデルでも定時株主総会の招集時期と基準日に関する規定が設けられている。全国株主連合会「全株主モデル〔新訂2版〕」（商事法務、2009年）pp. 37-39 参照。

定時株主総会の開催時期、剰余金の配当に関する『ガイドライン』の考え方



(出所) 経産省「当面の株主総会の運営について」を基に大和総研資本市場調査部制度調査課作成

- これは、法務省が 2011 年 3 月に公表した『定時株主総会の開催時期に関する定款の定めについて』¹⁰などの趣旨を踏まえたものと考えられる。

②開催時期

- 震災等の影響で、やむを得ず定時株主総会の開催を延期することが許容されるとしても、会社法上、「毎事業年度の終了後一定の時期」に招集することが義務付けられている以上（会社法 296 条）、いつまでも開催しないまま済ますことは許されない。そこで問題となるのは、延期した定時株主総会は、いつまでに開催すればよいのか、ということである。

- この点について『ガイドライン』は、「決算の確定時期や電力需給などを勘案して定めることが望ましい」とした上で、「**定時株主総会も 9 月末までに開催することが考えられる**」との見解を示している。その理由としては、次の点を挙げている。

「有価証券報告書提出会社においては、震災により本来の提出時期までに有価証券報告書を提出できない 3 月決算会社などについては有価証券報告書の提出期限が 9 月末まで延期される見込みである」

「会計監査人設置会社以外の会社は、定時株主総会の承認を受けなければ計算書類が確定しないため、法人税の確定申告の提出期限までに定時株主総会を開催する必要がある」

おわりに

- 経産省は、この『ガイドライン』を暫定的なものと位置づけ、今後、寄せられる意見や実際の会社の取組み状況などを踏まえて、2011 年 7 月以降に加筆修正を行う予定としている。

- その意味では、今年（2011 年）6 月の定時株主総会だけに絞った限定的な指針ではなく、それ以降に開催される株主総会も広く対象とするものだと考えられる。

- もっとも、『ガイドライン』の内容そのものについては、明らかに東日本大震災とその影響（停電など）を念頭においた項目が多いことも事実である。もちろん、こうした項目も、将来、再び不測の事態が発生した場合などに活用することは考えられるだろう。しかし、あくまでも大規模災害などといった特殊な状況下での特例であり、平時に濫用すべきものではないことは認識すべきだろう。

- 私見だが、特に、招集通知発送後の開催日時・場所の変更（前記 3.）や、定款に定めた開催時期や基準日の変更（前記 5.）などは、その対応によっては、株主の予測可能性を害する危険性がある。また、上場会社であれば、これらの日程を前提に権利落ち等の処理や価格形成などがなされる株式市場を混乱させるおそれもある¹¹。そのため、慎重な判断が求められるものと考えられる¹²。

- 他方、『ガイドライン』の内容のうち、一般に援用可能な事項については、今後、平時においても重要な指針となるだろう。

¹⁰ 法務省のウェブサイト（<http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/saigai0012.html>）に掲載されている。

¹¹ 東京証券取引所『平成 23 年 3 月期末の配当その他の権利落ちについて』（http://www.tse.or.jp/news/20/110325_b.html）も参照。

¹² 実際に、多くの上場会社が東日本大震災の影響を受けた中で、定時株主総会の延期を決定した会社は、今のところ限定的である。東京証券取引所のウェブサイト（http://www.tse.or.jp/news/07/110425_a.html）参照。

○これも私見だが、特に、「招集通知等の早期ウェブサイト掲載」（前記1.）などは、株主が分散・多様化している上場会社については、重要な項目であると考えられる。もちろん、実施のためには、実務上のハードルがあることは理解できる。しかし、株主への周知、議決権行使の促進、情報の適時・適切な開示などの観点からも前向きな取組みが、今後、進められることが期待される。